

台風等異常気象時における対応について

暴風警報が発表された場合

- 1 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から名古屋市もしくは尾張西部のいずれかの市町村に暴風警報が発表されている場合
 - (1) 始業時刻2時間前、つまり午前6時40分までに暴風警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - (2) 始業時刻2時間前、つまり午前6時40分から午前11時00分までに暴風警報が解除された場合は、解除時刻から2時間後に当日の授業を始める。
 - (3) 午前11時を過ぎて暴風警報が解除されるか、または引き続き解除されない場合は、当日の授業を中止する。
 - (4) 上記(1)、(2)の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時や、交通機関の途絶等により登校が困難な時は登校しなくてよいが、その旨を学校に連絡する。
- 2 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から名古屋市もしくは尾張西部のいずれかの市町村に暴風警報が発表された場合
授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められる時や、通学距離等により帰宅が困難と認められる時は、該当生徒の安全を校内において確保する。
- 3 大雨・大雪等による交通途絶の場合
上記1の(4)に準ずる。

特別警報が発表された場合

- 1 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から名古屋市もしくは尾張西部に特別警報が発表されている場合
 - (1) 特別警報が発表されている間は、登校してはいけない。
 - (2) 特別警報が解除されても、解除の時間に係わらず、当日の授業は中止する。また翌日以降の登校については、学校からの指示を待ち、登校が許可されるまで自宅待機とする。
- 2 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から名古屋市もしくは尾張西部に特別警報が発表された場合
即刻授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報を元に、生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。なお生徒を学校に留め置いた場合は、解除後も生徒を安全に下校させようと判断できるまで下校させない。